

The background of the cover is a light blue gradient. In the upper right, there is a stylized silhouette of Mount Fuji with white lines representing snow or ash. The lower half of the cover is filled with a dense pattern of light blue cherry blossoms.

**中国経済と
日本企業
2014年白書**

**中国经济与
日本企业
2014年白皮书**

目次

ご挨拶-----	4	第2部-----	99	第8章	
2014年建議の共通ポイント--	6	各産業の現状・建議		金融・保険業	
エグゼクティブ・サマリー--	8	第1章-----	100	1. 銀行-----	266
第1部-----	15	農林水産業・食品		2. 生命保険-----	272
共通課題・建議		第2章		3. 損害保険-----	278
第1章-----	16	鉱業・エネルギー		4. 証券-----	286
中国経済および日系企業の現状		1. 石炭-----	106	第9章	
第2章-----	24	2. レアアース-----	112	観光・レジャー	
金融・財政動向		3. 電力-----	116	1. 旅行-----	292
第3章-----	28	第3章		2. ホテル-----	298
貿易・通関上の問題点		建設業			
第4章-----	32	1. 建設-----	122	第3部-----	303
税務・会計上の問題点		2. 不動産-----	128	各地域の現状・建議	
第5章-----	38	第4章		第1章-----	304
労務上の問題点		製造業		華北地域(北京市、天津市、山東省)	
第6章-----	48	1. 繊維・アパレル-----	134	第2章-----	322
知的財産権保護の現状と問題点		2. 化学工業-----	144	華東地域(上海市、江蘇省、浙江省)	
第7章-----	58	3. 医薬品-----	154	第3章-----	332
省エネ・環境保護の現状と問題点		4. 医療機器-----	160	華南地域(広東省、福建省)	
第8章-----	64	5. 化粧品-----	166	第4章-----	342
技術標準・認証の現状と問題点		6. セメント-----	172	東北地域(瀋陽市、大連市)	
第9章-----	70	7. 鉄鋼-----	178	第5章-----	348
技術・イノベーションの現状と問題点		8. 家電-----	184	中部地域(湖北省、湖南省、江西省、安徽省)	
第10章-----	76	9. 事務機器-----	190	第6章-----	360
物流の現状と問題点		10. 電子部品・デバイス-----	196	西部地域(重慶市、四川省、陝西省)	
第11章-----	86	11. 自動車-----	202	索引-----	376
政府調達の実況と問題点		第5章			
第12章-----	96	情報通信業			
中国での商工会組織の現状と問題点		1. 情報通信-----	210		
		2. ソフトウェア-----	218		
		3. コンテンツ-----	224		
		4. 広告-----	232		
		第6章			
		運輸業			
		1. 海運-----	240		
		2. 空運-----	246		
		第7章			
		流通・小売業			
		1. 卸売業-----	250		
		2. 小売業-----	258		

ご挨拶

中国日本商会は、2010年から中国の中央政府及び地方政府との対話促進を目的として、本白書を発刊してきました。2014年版白書はその第5版となります。本白書は中国日本商会及び中国各地の商工会組織の日系企業（法人会員8,579社）が直面している課題の分析及び解決のための建議を取りまとめたものです。「共通課題・建議」、「各産業の現状・建議」及び「各地域の現状・建議」の3部に分かれ、全27章、51の建議項目からなっています。

本白書で描かれているのは、日本企業目から見た中国経済の現在の姿にほかならず、中国全土で長きにわたり事業に携わってきた日系企業が、中国での発展を追い求める過程で遭遇した様々な課題が浮き彫りになっています。

2014年版白書の建議の主要な訴求点は「公平性の確保」です。これはまさに中国政府が「三中全会決定」で示した改革を進めることでもたらされるものです。本白書の建議には「三中全会決定」の改革の方向性と共有できるものが多く含まれていると確信しています。

振り返ってみれば、中国経済の改革開放において、外資の重要性は計り知れず、中でも日本企業の果たしてきた役割には非常に大きいものがあります。中国日本商会は先人の業績を引き継ぎ、中国の投資環境をさらに良いものとするために、今後も中国の中央政府及び地方政府に積極的に建議させていただきます。

本白書の取りまとめにあたり、調査委員会事務局（日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所）が中心的な役割を担いました。また、中国各地の商工会組織との連携では、中国日本商会事務局及び上海、広州、大連、青島、武漢の各ジェトロ事務所がその役割を担いました。本書の執筆はすべて、中国日本商会の会員である企業、団体の方々が仕事の傍ら寄せて頂いた玉稿から成っています。この場をお借りし、御尽力いただいた方々に心からお礼を申し上げます。

本白書を通じて日中両国の対話が促進され、両国の絆がより強化され、共に更なる発展に繋がることを切に願っています。



澤田 眞治郎
中国日本商会会長

2014年建議の共通ポイント

「中国経済と日本企業 2014 年白書」の建議の主要な訴求点は、「公平性の確保」である。

建議の具体的な内容は、次の 3 点に集約できる。

1. 市場経済ルールを整備と適正運用（近代的な市場体系の完備）
秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、公平競争の障害となっている各種制度の撤廃・見直し、知的財産権の保護強化を。
2. 過剰な政府規制の緩和（政府の機能転換）
法治政府・サービス型政府の建設のため、行政手続きの簡素化・迅速化、市場メカニズムが有効に機能する分野に対する許認可・認証は廃止を。
3. 内外無差別とグローバルスタンダードの採用
（開放型経済新体制の構築）
経済のグローバル化に適応するため、製造・サービス業分野で外資参入制限を一層開放し、グローバルスタンダードのさらなる採用を。

注：（ ）は、「三中全会決定」のうち該当する政策項目名。

エグゼクティブ・サマリー

中国経済の改革の方向と主要な建議

中国政府が進める改革路線

2013年11月に、中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）が開催され、「中国共産党・改革の全面的深化をめぐる若干の重要問題の決定」（以下、「三中全会決定」）が策定された。

「三中全会決定」では、市場の役割を重視する方針が示されており、日本企業にとって、「公平性の確保」された、「透明性の高い」ビジネス環境の整備に繋がる改革がなされることが期待される。

中国が改革の深化を図る上で、日本企業は各種ビジネスなどを通じて積極的に貢献をする構えである。改革の深化に貢献するという観点で、日本企業が中国ビジネスの現場で直面している課題を、三中全会の柱立てに沿って整理すると下記のとおり。

近代的な市場体系の完備

「三中全会決定」では、統一的・開放的で秩序ある競争の行われる市場体系の建設を目指すとしている。統一的な市場参入制度の実施、公平競争の障害となっている各種規定や方法の撤廃などを進めるとしている。本白書でもこの方向性に対し、市場原理が十分に活き、外資が公平な競争に参画できるように制度の見直しが建議されている。

- ・ **省エネ・環境**：電子情報製品汚染制御管理弁法（中国版RoHS）の認証（合格評定）制度を導入する場合は、国内外及びサプライチェーン全体の企業負担の軽減を図りつつ有害物質削減制度を効率的に実施する観点から、生産者自身が適合性を証明できる仕組み（自己適合宣言）についても導入し、欧州等の制度を参考に最適な制度設計を望む。

- ・ **物流**：食品の輸入手続きにおいて、商検局の審査、商品試験、衛生証明取得から中国国内販売許可に至るまでに多大な時間（30～60日間）を要するため、貨物の港頭内保管に関する費用が高額になり、また、賞味期限が短い商品の場合は最悪、輸入許可・販売許可を得た時点で商品にならない機会損失が発生し、食品輸入ビジネス拡大を妨げている。また、商検審査官による法規制解釈の見解相違等も散見される。貨物到着前の事前審査、サンプル分析結果の適用等による手続き時間の短縮を望む。

また、「三中全会決定」では市場体系の完備にあたり、金融業の開放拡大、金融市場の多層性と商品の充実を図ることなどを目指すとしている。金融業は企業経営活動を支えるもので、更なる規制緩和が待望される分野であり、本白書でも自由化への期待が寄せられている。

- ・ **銀行**：金融機関によるCDの発行が、現在は、一部の地場銀行に限定されているが、海外において豊富な発行経験を持つ外銀にもCDの発行資格の開放を検討していただきたい。
- ・ **証券**：オンショア及びオフショア資本市場の健全な育成やクロスボーダー人民元決済、人民元の国際化の促進の為、引き続きQFII、RQFII投資枠の拡大を検討していただきたい。

さらに、「三中全会決定」では知的財産権の運用と保護を強化し、技術イノベーションの奨励メカニズムを構築することなどを目指している。知的財産権分野では政府の取組は強化されているものの、模倣行為の巧妙化・複雑化が指摘されるなど引き続き課題が多く残されており、本白書でも下記のような情勢の変化に応じた要望が寄せられている。

- ・ **知的財産権保護**：行政機関に分業の繋がりを捜査する権限を付与することや、意匠権の間接侵害を適用する等の法整備を進めていただきたい。また、商標が付されていない商品と商標ラベルとが見つかった場合、商標ラベルが商品に付されることを客観的に判断し、商品の押収もできるようにしていただきたい。
- ・ **知的財産権保護**：インターネットサービスプロバイダ（ISP）による知的財産権保護プログラムの整備をさらに強化し、模倣品販売サイトの迅速な削除要請や再犯抑制がなされるようにしていただきたい。さらに、中国のISP に対して国外のISP と連携し同様に対策を講じるよう働きかけていただきたい。

政府の機能転換

「三中全会決定」では、政府の役割を適切に転換し、法治政府とサービス型政府を建設しなければならないとしている。行政手続きの簡素化・迅速化、市場メカニズムによる有効な調整が可能な経済活動に対する許認可・認証の廃止は、本白書においても日本企業が多くの分野で求めているものであり、積極的な進展を期待したい。

・**建設**：建設業の本社所在地以外の地域への進出、及び同地における施工許可申請取得のために子会社（子会社）、分公司（支店）設立を条件とすることの撤廃を望む。

・**化学**：輸入・生産における危険化学品登記と、生産・使用における危険化学品の環境登記において、取扱量が少量の化学品については円滑な商行為のために、一定数量（例：年間1,000kg）以下について登記を免除することを要望。危険化学品登記において、物理化学データの記載について、当局が規定するデータ源以外に、試験方法の明記を条件としての企業自有データの利用を認めてほしい。また、企業自有データにより危険化学品に該当する旨GHS分類されているような場合は、追加の試験を必要としないなど手続きの簡素化も併せて検討いただきたい。

また、「三中全会決定」では、省エネ等の市場参入基準を強化し、過剰生産を防止・解決する長期的に有効なメカニズムを構築するとしている。過剰生産の状況は、過当競争、市況の悪化などをもたらす可能性があり、各産業が継続的に発展を遂げるための環境整備が本白書でも望まれている。

・**鉄鋼**：中国の中央指導部は過去に例が無い程、過剰生産能力と大気汚染問題を最重要課題としてとらえていると料する。日本鉄鋼業界としても中国政府が進めるこれら施策を全面的に支持するとともに、過去の我が国の経験等を中国側と共有し、問題解決の一助となるべく、協力を惜しまない所存である。

・**セメント**：セメント産業は生産能力過剰5大重点産業の一つに指定され、旧式設備淘汰等生産能力削減が業界の課題である。このような中、ある地域において稼働中の製造ラインが法的、科学的根拠を示されずに地方政府から閉鎖の通告を受けている。同社は技術、省エネ、資源利用、環境保護などの各方面で先進的、規範的製造ラインであり、かつ国家プロジェクトとして批准された経緯がある。このような突然かつ盲目的な閉鎖通告は、地元従業員の雇用問題の観点かつ、地元経済の発展に貢献していこうとする企業活動の意欲を削ぐものであり、地元政府に対して適切なる指導を望む。

開放型経済新体制の構築

「三中全会決定」では、製造・サービス業分野で外資参入制限を一層開放する方向にある。中国がより開かれた市場となるための動きであり歓迎できる。また、経済のグローバル化に適応するため、世界経済の融合を目指す方向性が示されたが、その実

現のため、グローバルスタンダードのさらなる採用も望まれる。

・**自動車**：自動車生産企業において、50%を超える出資ができない。また、50%以内の出資率でも、出資率変化に対し発展改革委員会、工信部、商務部など関係諸官庁の許可を得ることが必要である。これにより、合弁企業の実質的支配権を掌握することができず、50%内での出資比率の変更に ついても、関係各当局から条件（法・規則に則ったものではない）を付けられることが多く、会社事業の方向性に国が影響力を行使できる形となっている。50%超の出資も認めていただきたい。また、現制度下でも、出資持分の変動に関して複雑な許認可を不要としていただきたい。

・**医療機器**：医療機器を実際に試験場に持ち込んで試験を課す実機試験を廃止することを望む。廃止が困難であれば、少なくとも他国の承認申請の際に既に実施されている試験については免除する規定を設けることを望む（IEC60601-1電気安全性評価等）。

「三中全会決定」では全世界に向けた高水準の自由貿易区ネットワークを形成し、また、中国（上海）自由貿易試験区の適切な建設と管理をしっかりと行い、新たな経験を蓄積するとしている。同区では、金融面などでの改革が開始されており、そこで行われた先進的な取組が中国全土での展開に繋がるものとして期待している。また、さらなる地域で開放の実験が進むものと注目している。

・**政府調達**：日中韓FTA交渉、RCEP交渉が始まり、物品貿易や投資など、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止など、副次的な効果も高い。RCEP 交渉および日中韓 FTA 交渉の中に政府調達の章を入れ、複数の協定で交渉を行うことにより、両協定において高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを望む。

・**情報通信**：付加価値通信サービスにおいては、2014年1月6日に工業・情報化部より中国（上海）自由貿易試験区における対外開放に関する意見が表明されているところであるが、その具体的な推進ならびに自由貿易試験区に留まらない外資参入要件の緩和ならびに対外開放の拡大を望む。

中国経済における日本

中国が成長の質と効率の向上を図りながら経済規模を拡大してきた中で、日本企業はこれまで非常に重要な役割を担ってきた。貿易については、日本は2013年の中国の輸出先として国別では米国について第2位で、金額は1,503億ドルに達した。輸入でも韓国に次いで第2位の1,623億ドルと、中国にとって日本は最も重要な貿易パートナーとなっている。そして中国が、日本、韓国、台湾、ASEANなどアジア地域からハイテク製品の基幹部品を輸入し、中国で製品化した上で欧米に輸出しているが、なかでも特に重要な集積回路、液晶デバイスなどの中間財は日本からの輸入が多い。

投資については、中国への進出日系企業数は外資企業全体の7.9%を占める2万3,094社（2012年末）にのぼり、国別ではトップとなっている。直接・間接合わせて約1,000万人以上の雇用を生んでいるとされ、雇用創出面での貢献も大きい。職場環境の整備や福利厚生制度の充実にも努めている。

また、優れた技術・ノウハウ等を保有する日系企業が少なくなく、受発注両面で中国企業の技術力や経営効率の向上、競争力の強化に貢献している。また、一部産業のサプライチェーンにおいては、他に代替のききにくいハイテク製品の基幹部品や特殊原材料の供給における日系企業のプレゼンスも高い。

日本企業は経済がグローバル化し、サプライチェーンが複雑に絡み合った状況の中、今後も中国とともに発展しようとしているものの、下記参考で述べるように一部投資マインドの変化が見られている。

中国とともに発展を目指す日本企業が、これからも引き続き対中ビジネスに積極的に取り組むため、より一層の投資環境の整備が期待される。それはまさに中国政府が「三中全会決定」で示した近代的な市場体系の完備、政府の機能転換、開放型経済新体制の構築などの改革を進めることである。中国政府がその改革を進めるにあたり、長きにわたり中国で事業に携わってきた日系企業が直面している課題の分析と解決のための建議を取りまとめた本白書にはヒントとなるものが多く含まれると確信している。この中の少しでも今後の政策運営の参考として頂きたい。

（参考）日本の対中投資動向

日本の2013年の対中投資は前年比4.3%減の71億ドルとなり減少した（図1）。2012年には中国の外資全体の投資受け入れが同3.7%減となるなか同16.3%増となり、2005年の65億ドルを上回り過去最

高（74億ドル）を記録していた。国別で2012年には第1位であったが、2013年はシンガポールにその座を譲り第2位となった。

日本の対中投資は、2012年9月の反日デモ後の日中関係の悪化の影響で減速するとの見方が多かった。2013年前半は増加を維持したが、後半は減少基調に転じた。材料や人件費などコストの上昇や労働力の確保の難しさといった中国の投資環境の変化、中国一極集中へのリスク意識の高まりなどもその背景にあるとみられる。

ジェトロが中国に進出している日系企業に対して2013年10～11月に実施したアンケート調査では、今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は54.2%（前年比1.9ポイント増加）、「現状維持」と回答した企業の割合が39.5%となっている（図2）。中国における事業拡大の意向は依然強いものの、反日デモ以前の2011年と比べると、「拡大」が減少（66.8%→54.2%）した。投資統計の変化は、こうした日系企業の意識を反映しているものと思われる。

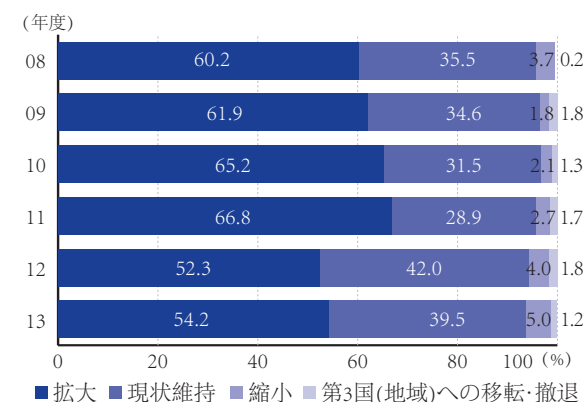
図1：日本の対中投資



※実行額は、2008年まではタックスヘイブン経由の投資を含まず、2009年以降はタックスヘイブン経由を含んでいる。

出所：商務部、CEIC

図2：今後1～2年の事業展開の方向性



出所：ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」